

平成 29 年 度

新宿区 一般廃棄物処理計画

新 宿 区

目 次

1	計画の位置づけ及び施行区域	1 ページ
2	年間処理量等の見込み	2 ページ
3	発生抑制に関する施策	5 ページ
4	資源回収に関する施策	5 ページ
5	適正なごみ処理に関する施策	6 ページ
6	区民・事業者・行政それぞれの責任と役割に関する施策	7 ページ
7	分別の区分及び収集方法等	8 ページ

参考資料

・ 平成29年度新宿区一般会計予算〔資源清掃費〕内訳

本計画において左記の用語については、右記の略称を用いる。

用語

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例
新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例施行規則
東京二十三区清掃一部事務組合

略称

廃棄物処理法
廃棄物処理法施行令
容器包装リサイクル法
家電リサイクル法
食品リサイクル法
条例
規則
清掃一部事務組合

1 計画の位置づけ及び施行区域

(1) 計画の位置づけ

本計画は、平成20年3月に策定し、平成25年2月改定した「新宿区一般廃棄物処理基本計画」を具体的に実施するために定めるものである。

「新宿区一般廃棄物処理基本計画」では、次の基本的な考え方を掲げている。

- ・ ごみの発生自体を抑え、資源循環型社会を目指す。
- ・ 環境への負荷を抑え、効率的に事業を実施する。

具体的な施策は、次の4つを柱として推進する。

(1) ごみ発生抑制によるスリムな社会

発生抑制（リデュース Reduce）や再使用（リユース Reuse）をさらに進め、ごみ排出量そのものを減らすスリムな社会を目指します。

(2) 資源回収の拡充による循環する社会

資源の再生利用（リサイクル Recycle）を拡充して、資源をむだにしない資源循環型社会を目指します。

(3) 適正なごみ処理を行う社会

発生抑制・再使用・再生利用に努め、それでもごみとなって排出されたものについては、適正に処理を行う社会を目指します。

(4) 区民・事業者・行政がそれぞれの責任と役割を果たす社会

スリムで循環し、適正なごみ処理を行う社会の実現のため、区民・事業者・行政が各自の責任（レスポンシビリティ Responsibility）を果たす社会を目指します。

この「新宿区一般廃棄物処理基本計画」では、計画期間（平成20年度から平成29年度）内に、ごみ量の50%削減と資源化率35%の実現をチャレンジ目標としている。

本計画は、廃棄物処理法第6条の規定に基づき定めるものであるが、そのうち一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項は、清掃一部事務組合が所管する。

(2) 施行区域

新宿区 全域

2 年間処理量等の見込み

家庭から排出されるものと、事業者が排出するものの一部（原則として排出日量50kg未満の場合）を対象として、平成29年度は下記の排出量に対応できるよう収集体制をとる。

① 燃やすごみ	261.8 t/日
② 金属・陶器・ガラスごみ	9.8 t/日
③ 粗大ごみ	10.0 t/日
④ し尿	0.14kl/2週
⑤ 古紙	40.5 t/日
⑥ びん	11.6 t/日
⑦ 缶	3.9 t/日
⑧ ペットボトル	4.6 t/日
⑨ 容器包装プラスチック	9.0 t/日
⑩ スプレー缶・カセットボンベ	0.4 t/日
⑪ 乾電池（マンガン・アルカリ・リチウム）	0.1 t/日

上記の各品目のほか、紙パック、白色トレイ、乾電池（マンガン・アルカリ・リチウム）、使用済小型電子機器等については特定の拠点においても回収を行う。また、家電リサイクル法対象品目は同法による処理ルートで資源化することを、指定再資源化製品廃棄物は資源有効利用促進法に基づき製造業者等が再資源化することを、それぞれ原則とする。

なお、区内から発生する持込ごみは日量約250t（主に可燃ごみ）である。

資源・ごみ収集量の推移 (単位: t)

	種 別	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度 上半期	備 考
ご み	燃やすごみ	69,370	69,161	67,772	67,870	33,809	
	金属・陶器・ガ ラスごみ	3,272	3,136	2,861	2,253	1,129	
	粗大ごみ	2,527	2,559	2,376	2,335	1,160	
	ごみ計:A	75,170	74,856	73,009	72,459	36,098	
資 源 回 収	古紙	5,972	6,081	5,987	5,989	2,858	
	容器包装 プラスチック	1,663	1,643	1,672	1,807	897	
	ペットボトル	1,387	1,444	1,387	1,303	747	
	びん・缶	4,476	4,631	4,762	4,770	2,321	
	スプレー缶・カ セットボンベ	89	86	97	112	54	
	紙パック	18	14	13	14	7	
	乾電池	51	53	54	66	29	
	白色トレイ	1	1	1	1	1	
	使用済小型電子 機器等	-	0	1	1	1	H25.11 開始
資源回収計:B	13,690	13,952	13,974	14,062	6,915		
区収集合計:C	88,860	88,808	86,983	86,521	43,013	C=A+B	
集団回収計:D	6,469	6,415	6,198	6,150	3,000		
合 計:E	95,329	95,223	93,181	92,671	46,013	E=C+D	
資源化率(%)	21.1	21.4	21.6	21.8	21.5	(B+D)/E	

※ 資源回収とは、区が曜日等を定め回収する方法である。

※ 集団回収とは、地域の住民が自主的に回収の方法等を決め、回収業者に直接引き渡す方法である。

※ 28年度上半期の数値は、速報値である。

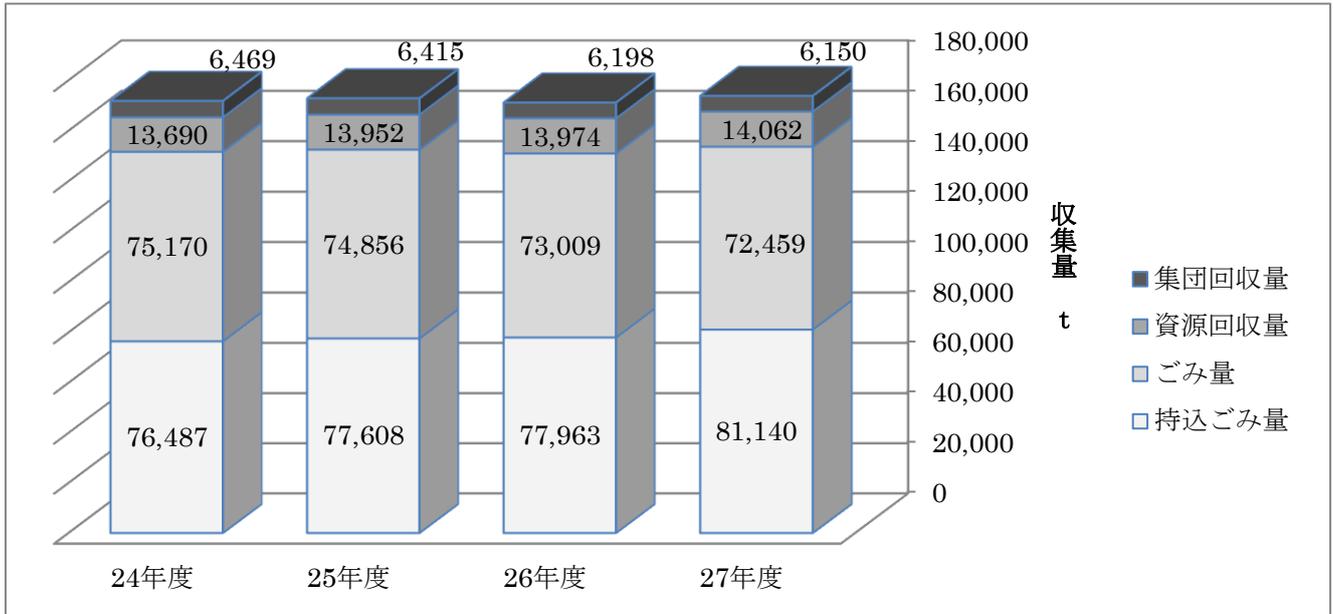
※ 端数処理のため、項目ごとの集計値が表中の合計値と合わない場合がある。

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	備 考
持込ごみ量 (t)	76,487	77,608	77,963	81,140	-	

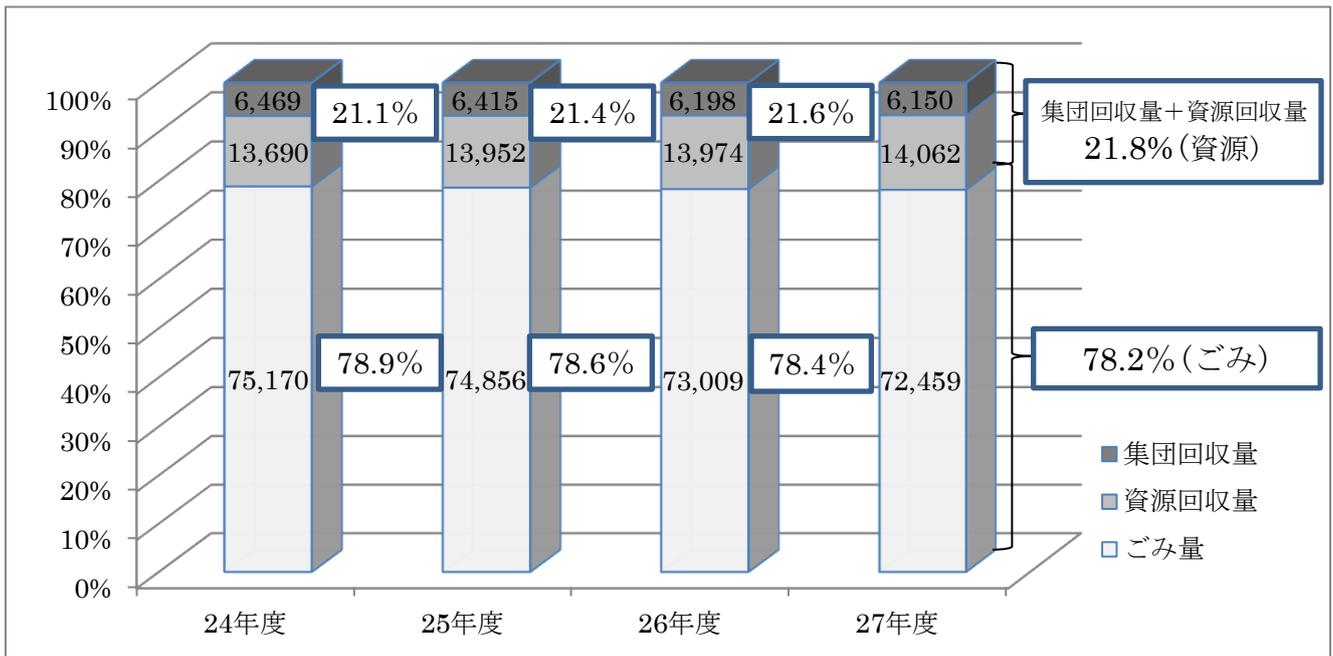
※ 持込ごみとは、一般廃棄物処理業の許可業者等が収集する事業系一般廃棄物である。

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	備 考
人 口 (人)	321,172	324,082	327,712	334,193	338,488	各年度内 1 月 1 日現在の 数値(外国人含む)
世 帯 数 (世帯)	198,189	201,060	204,483	209,872	213,800	

資源・ごみ収集量の推移



資源化率の推移（持込ごみを除く）



3 発生抑制に関する施策

ごみの発生量を抑えるため、以下の施策に取り組んでいく。

(1) ごみの発生量を減らす取り組み

- ・ 食品ロス削減への取り組みの推進
- ・ 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の徹底

(2) 新宿区3R推進協議会に係る取組みの推進

- ・ 新宿エコ自慢ポイントの参加者の拡大
- ・ 3R推進キャンペーンイベントの実施
- ・ 3R協働宣言の周知による参加団体・企業の取組みの対外的な発信
- ・ 3R推進行動計画書作成団体の拡充

(3) 不用品再使用の促進

- ・ 民間リサイクルショップやフリーマーケット等の情報提供

(4) リサイクル活動センターの機能充実

- ・ 新宿リサイクル活動センター及び西早稲田リサイクル活動センターは、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する区民の活動拠点として、不用品の再利用事業やリサイクルに関する講座、情報発信、イベント等を区民や事業者との連携・協働により実施する。

(5) 発生抑制手法の検討

- ・ 家庭ごみ有料化に関する検討

4 資源回収に関する施策

資源の回収に関して、以下の施策を実施していく。

(1) 資源回収の推進

- ・ 各種資源の正しい分別及び排出に関する区民周知の徹底
- ・ 町会・自治会・マンション管理組合等に対する集団回収参加勧誘の継続的实施
- ・ 集団回収実践団体、事業者の表彰

(2) 資源化、処理・処分段階での取り組み

- ・ 金属・陶器・ガラスごみからの火災原因物、びん・缶等資源、蛍光灯等水銀使用製品及び使用済小型電子機器等の分別
- ・ 粗大ごみからの金属等の分別の実施

5 適正なごみ処理に関する施策

ごみの適正な処理に関して、以下の施策を実施していく。

(1) 区が行う収集運搬に関する取り組み

- ・ 資源・ごみの分別徹底
 - 繁華街地区の分別指導強化
 - 排出禁止物の周知・指導
 - ふれあい指導班による指導強化
- ・ 事業者自己処理責任の徹底
 - ごみ処理券貼付に関する指導
 - 日量50kg以上排出する事業者への指導徹底
 - 繁華街収集体制の適正化
 - 事業用大規模建築物への排出指導及び啓発の推進
- ・ 不法投棄対策
 - 地域との協働によるルール徹底
 - 不法投棄対策用カメラの設置
 - 関係機関（東京都第三建設事務所、警察署、みどり土木部）との連携強化
- ・ 適正処理困難物等への対応
 - 適正処理困難物の周知
 - 業界団体との連携による回収システムの維持、拡大
 - 医療廃棄物に対する指導
 - 蛍光灯等水銀使用製品の適正処理
- ・ 環境に配慮した収集作業の実施
 - 環境負荷の少ない車両の使用（ハイブリッド車、電気自動車）
 - 金属・陶器・ガラスごみ、粗大ごみ運搬に係る中継作業施設の活用（運搬効率化によるCO₂削減）

(2) 区が提供するサービス内容

- ・ 「資源・ごみ集積所」の適正な管理
 - 地域と協働したルールの徹底
 - 資源回収容器（預かりの場合のみ。）及び防鳥ネットの貸し出し
 - カラス対策のための早朝収集作業の実施（歌舞伎町一丁目（1,2番を除く））
- ・ 高齢者、障害者へのサービスの実施
 - 訪問収集の実施
 - 粗大ごみ運び出し収集の実施
- ・ 粗大ごみの収集
 - 粗大ごみの申し込みから収集までの期間短縮・日曜日の収集実施の継続

(3) その他

- ・ 使用済小型電子機器等から回収する金・銀・銅のリサイクル金属を活用した「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」実施への協力

6 区民・事業者・行政それぞれの責任と役割に関する施策

(1) 区民の役割

- ・ 生活スタイルの見直し
- ・ 資源とごみの適切な分別排出

(2) 事業者の役割

- ・ 拡大生産者責任に基づくごみの発生抑制に配慮した商品の生産・販売
- ・ 排出事業者としての自己処理責任に基づくごみの減量及び資源化の推進

(3) 区の役割

- ・ 拡大生産者責任の考え方に基づく国や事業者への働きかけ
- ・ 排出事業者の自主的活動との連携
事業系大規模建築物への指導強化
eラーニング(区のホームページに公開した、廃棄物管理責任者講習会の内容を要約した動画)による情報提供及び啓発。
- ・ 関係事業者との連携・指導
一般廃棄物処理業者への許可、指導、連携
資源回収業者との連携
飲料用自動販売機に関する指導
- ・ 資源循環型社会の実現に向けた循環型生活様式の普及とネットワークづくり
環境学習の推進
地域と協働した普及活動
地域、関係機関からの情報収集の強化
区民、事業者への情報発信の強化

7 分別の区分及び収集方法等

○「資源・ごみ集積所」

区が条例の規定に基づき処理する「家庭廃棄物」、「事業系一般廃棄物」及び「一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物」（これらのうち、動物の死体、し尿及び粗大ごみを除く。）の排出すべき場所として区長が確認した場所をいう。

(1) ごみ

種 別	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	排出者の協力義務等	
家庭廃棄物	燃やすごみ (生ごみ、紙くず、衣類、草木類、紙おむつ、食用油、容器包装プラスチック以外のプラスチック製品、汚れの取れない容器包装プラスチック、ゴム、皮革製品等。資源ごみを除く。)	区内全域	区が原則として週2回収集する。	自動車による。	清掃一部事務組合が管理する清掃工場にて中間処理した後、埋立処分する。	燃やすごみ、金属・陶器・ガラスごみ、資源等に分別し、規則第27条第1項に定める基準に適合した容器にそれぞれ収納し、各々の収集日に、あらかじめ定められた「資源・ごみ集積所」へ排出すること。 ただし、容器の持ち出し及び引き取りが困難である場合は、規則第27条第2項に定める基準に適合した袋による持ち出しを認める。 なお、条例第44条第1項に定める排出禁止物を排出してはならない。 金属・陶器・ガラスごみのうち、刃物類は直接刃が出ないように厚紙等に包み、蛍光灯・電球は紙ケースに入れた状態で排出する。 また、ライターはガスを使いきり、中身の見える別袋で、水銀体温計・水銀血圧計も中身の見える別袋で、各々「ライター」「体温計・血圧計」等表示し排出すること。
	金属・陶器・ガラスごみ (金属、陶器、ガラス、小型家電製品等。資源ごみを除く。)		区が原則として月2回収集する。		再生可能な資源等の分別後、新宿中継・資源センターにて小型収集車から大型コンテナ車に積み替え、清掃一部事務組合が管理する施設にて中間処理した後、埋立処分する。 蛍光灯等水銀使用製品は、委託事業者による適正処理を行い、資源化を図る。	
	資源ごみ（リサイクルを目的として分別して収集するもので、以下のものをいう。）					
古紙	区内全域	区が原則として週1回収集する。	自動車による。	再生可能な資源として処理する。	新聞、雑誌（雑紙）、段ボール、紙パックの品目に分け、ひも等で束ね、収集日にあらかじめ定められた「資源・ごみ集積所」へ排出すること。 なお、紙パックを排出する場合は、洗浄し、切り開いて乾燥させてから排出すること。	
容器包装プラスチック				容器包装リサイクル法による処理ルートで資源化する。	簡易な洗浄等を行い、規則第27条第1項に定める基準に適合した容器に収納し、各々の収集日に、あらかじめ定められた「資源・ごみ集積所」へ排出すること。 ただし、容器の持ち出し及び引き取りが困難である場合は、規則第27条第2項に定める基準に適合した袋による持ち出しを認める。	

種 別	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	排出者の協力義務等	
資源ごみ（リサイクルを目的として分別して収集するもので、以下のものをいう。）						
家庭廃棄物	びん・缶・ペットボトル・スプレー缶/カセットボンベ/乾電池 (マンガン・アルカリ・リチウム等使い切りの電池)	区内全域	区が原則として週1回収集する。	自動車による。	再生可能な資源として処理する。びん（白色・茶色・リターナブルを除く）は、容器包装リサイクル法による処理ルートで資源化する。	中身を使い切り、更に飲食等に用いた容器については簡易な洗浄を行い、規則第27条第2項に定める基準に適合した袋により各々の収集日に、あらかじめ定められた「資源・ごみ集積所」へ排出すること。 なお、ペットボトルはキャップとラベルを容器包装プラスチックに分別し、簡易な圧縮をして排出すること。
	粗大ごみ (但し、原則次のものを除く。 ・家電リサイクル法の対象品目 ・指定再資源化製品廃棄物)		区民の申告に基づき区が収集する。		金属等再生可能な資源の分別後、原則として清掃一部事務組合が管理する施設で中間処理し埋立処分する。	粗大ごみ受付センターに申告し、条例第42条に定める有料粗大ごみ処理券を貼付して、あらかじめ定められた日に排出すること。 なお、PCBは除去した後に排出すること。
	家電リサイクル法対象品目		排出者が自ら指定引取場所に持ち込むものの他は、廃棄物処理業者等による。		家電リサイクル法による処理ルートで資源化する。	排出者が自ら指定引取場所に持ち込む場合を除き、買い替えの場合は、新しい製品を購入する販売店へ申し込むこと。また、処分のみの場合は、処分する製品を購入した販売店へ申し込むこと。前記の方法で申し込むことが困難な場合は、家電受付センター等へ申し込むこと。 排出者は、自ら指定引取場所に持ち込む場合は、リサイクル料金を負担し、それ以外の場合は廃棄物処理業者等の指示により、リサイクル料金及び収集運搬料金を負担すること。ただし、この方法により難しいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。
	指定再資源化製品廃棄物		再生利用を目的とし適正に収集運搬する者による。		資源有効利用促進法に基づき製造業者等が再資源化を行う。	製造事業者等に申し込むこと。排出者は製造事業者等の指示により回収リサイクル料金等を負担すること。ただし、この方法により難しいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。
	パーソナルコンピュータ				製造事業者等が設置する回収拠点に持ち込むこと。ただし、この方法により難しいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。	
	密閉型蓄電池 (いわゆる小型二次電池)				製造事業者等が設置する回収拠点に持ち込むこと。ただし、この方法により難しいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。	

※ 上記分別の外に、紙パック、白色トレイ、乾電池（マンガン・アルカリ・リチウム等使い切りの電池）、使用済小型電子機器等について拠点回収を実施する。

※ 引越荷物運送業者が排出者から政令に準拠した委任を受け、あらかじめ新宿清掃事務所に登録した倉庫において管理する粗大ごみについては、普通ごみに係る一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集する。

種 別	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	排出者の協力義務等	
事業系一般廃棄物	燃やすごみ (資源ごみを除く。)	区内全域	事業者が自らの責任で行うものの他は、区が原則として週2回収集する。	事業者が自らの責任で行うものの他は、自動車による。	事業者が自らの責任で行うものの他は、清掃一部事務組合が管理する清掃工場で中間処理した後、埋立処分する。	区が収集する場合は、燃やすごみ、金属・陶器・ガラスごみ及び資源に分別し、条例第58条の規定に定める有料ごみ処理券を貼付して排出しなければならない。 ただし、これにより難いと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。 なお、排出に当って事業者は、条例第48条または第57条に定める保管場所を活用し所定の場所に排出するなど区の指示に従うこと。 事業者が自らの責任で収集及び運搬を行い、清掃一部事務組合の施設を利用して処分する場合は、可燃ごみと不燃ごみに分別するなど区の指示に従うこと。 また、条例第44条第1項に定める排出禁止物を排出してはならない。
	金属・陶器・ガラスごみ (資源ごみを除く。)		事業者が自らの責任で行うものの他は、区が原則として月2回収集する。	事業者が自らの責任で行うものの他は、再生可能な資源等の分別後、新宿中継・資源センターにて小型収集車から大型コンテナ車に積み替え、清掃一部事務組合が管理する施設で中間処理した後、埋立処分する。 蛍光灯等水銀使用製品は、委託事業者による適正処理を行い、資源化を図る。		
	資源ごみ(リサイクルを目的として分別して収集するもので、以下のものをいう。)					
古紙	区内全域	事業者が自らの責任で行うものの他は、区が原則として週1回収集する。	事業者が自らの責任で行うものの他は、自動車による。	事業者が自らの責任で行うものの他は、再生可能な資源として処理する。	区が収集する場合は、新聞、雑誌(雑紙)、段ボール、紙パックの品目毎にひも等で束ねて、収集日に条例第58条に定める有料ごみ処理券を貼付して排出しなければならない。 ただし、これにより難いと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。 なお、排出に当って事業者は、条例第48条または第57条に定める保管場所を活用し所定の場所に排出するなど区の指示に従うこと。	
容器包装プラスチック				事業者が自らの責任で行うものの他は、再生可能な資源として処理する。	区が収集する場合は、簡易な洗浄等を行い、収集日に条例第58条に定める有料ごみ処理券を貼付して排出しなければならない。 なお、排出に当って事業者は、条例第48条または第57条に定める保管場所を活用し、所定の場所に排出するなど区の指示に従うこと。	

びん・缶・ペットボトル・スプレー缶/カセットボンベ/乾電池 (マンガン・アルカリ・リチウム等使い切りの電池)				事業者が自らの責任で行うものの他は、再生可能な資源として処理する。びん（白色・茶色・リターナブルを除く）は、容器包装リサイクル法による処理ルートで資源化する。	区が収集する場合は、中身を使い切り、飲食等に用いた容器については簡易な洗浄を行い、更にペットボトルはキャップとラベルを除去し簡易な圧縮をした上で、びん、缶、ペットボトル、スプレー缶・カセットボンベの品目毎に袋に入れて、「資源・ごみ集積所」に、条例第58条に定める有料ごみ処理券を貼付して排出しなければならない。 なお、排出に当って事業者は、条例第48条または第57条に定める保管場所を活用し所定の場所に排出するなど区の指示に従うこと。
--	--	--	--	---	--

- ※ 事業系一般廃棄物においては、食品リサイクル法や自家処理により区外の処理施設に搬出の上、資源化等をする場合がある。なお区外へ搬出する場合、事業者は事前に新宿区及び受入れ区市町村と協議すること。
- ※ 「区が収集する場合」とは、平均排出日量が50kg未満の事業者からの申入れに対し区が収集を決定した場合のことをいう。

種 別	収集方法	排出者の協力義務等
一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物	一般廃棄物の処理または処理施設の機能に支障が生じない範囲において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物と併せて区が収集する。	区が収集する場合は、燃やすごみ、金属・陶器・ガラスごみ及び資源と区分し、条例第58条に定める有料ごみ処理券を貼付して排出しなければならない。 ただし、これにより難いと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。 なお、排出に当って事業者は、条例第48条または第57条に定める保管場所を活用し所定の場所に排出するなど区の指示に従うこと。

- ※ 「一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物」とは、廃棄物処理法第2条第4項及び廃棄物処理法施行令第2条に掲げる産業廃棄物のうち、廃プラスチック類（原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。）、紙くず、木くず、金属くず（廃油が付着しているものを除く。）、ガラスくず及び陶磁器くずをいう。
- ※ 「区が収集する場合」とは、常時使用する従業員の数が20人以下かつ平均排出日量が50kg未満の事業者からの申入れに対し区が収集を決定した場合のことをいう。

(2) し尿、浄化槽汚泥等

種 別	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	排出者の協力義務等
し尿 (事業活動に伴って生じたし尿及びし尿混じりのビルピット汚泥を除く。)	区内全域	近隣区との共同処理により、原則として月2回収集する。	自動車による。	清掃一部事務組合が管理する施設にて処理後、下水道放流により処分する。	便槽内に布切れその他の異物を投入しないこと。汲み取り口等から雨水等が流入しないようにすること。
事業活動に伴って生じたし尿 浄化槽汚泥 ディスポーザ汚泥 し尿混じりのビルピット汚泥		一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集する。	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が運搬する。	原則として一般廃棄物処分業の許可を受けた者が処分する。	

(3) 動物死体

収集方法	運搬方法	処分方法	排出者の協力義務等
占有者または管理者が自らの責任で行うものの他は、申告により区が収集する。	占有者または管理者が自らの責任で行うものの他は、自動車による。	占有者または管理者が自らの責任で行うものの他は、火葬により処分する。	区に収集を依頼する場合は、規則第30条に定める動物死体届出書により区長へ申告すること。 収集、運搬及び処分に困難を生じないように区の指示に従うこと。

参 考 资 料

・参 考 平成 29 年度 新宿区 一般会計予算 [環境清掃費] 内訳

(単位：千円)

環境清掃総務費	3,409,255
環境清掃関係職員の給与費及び資源清掃事業の管理等に要する経費	
1 職員費 241人(再任用短時間職員23人含む)	1,934,791
(1) 給料	847,047
(2) 諸手当等	1,087,744
5 リサイクル清掃審議会の運営	1,595
6 清掃協力会の活動支援 3協力会	604
7 廃棄物情報管理システム機器賃借料等	3,545
8 一般廃棄物処理業の許可事務等	193
9 職員の安全管理	21,592
10 清掃一部事務組合分担金	1,478,158
11 清掃協議会分担金	400
12 一般廃棄物処理基本計画の策定	538
13 一般事務費	9,204
資源清掃事業費	2,951,872
清掃事業及びリサイクルの推進に要する経費	
1 ごみの発生抑制	11,388
(1) 普及啓発	7,224
(2) 3R推進協議会の運営等	4,114
2 事業系ごみの減量推進	3,330
3 直営車両の維持管理 車両52台	45,698
4 収集車両の更新 5台	29,987
5 収集車両の雇上げ	1,254,003
6 収集作業の運営	270,759
7 粗大ごみ処理負担金	52,153
8 有料ごみ処理券の交付等	45,977
9 資源回収の推進	1,227,676
(1) リサイクル活動団体への支援	70,273
(2) 古紙の回収	176,030
(3) びん・缶の分別回収	466,490
(4) ペットボトルの回収	167,669
(5) 乾電池の回収	9,830
(6) 白色トレイの回収	1,398
(7) プラスチックの回収	325,571
(8) 小型電子機器等の回収	668
(9) 蛍光灯等の回収	9,747
10 自動販売機対策の推進	195
11 本庁舎外事業所の資源回収	8,657

12 一般事務費	2, 099
環境清掃施設費	481, 006
環境清掃施設の管理運営に要する経費	
2 清掃事務所の管理運営 1所 2センター	97, 441
3 新宿中継・資源センター	301, 577
(1) 中継車両の雇上げ	126, 601
(2) 中継作業の運営	143, 188
(3) 維持管理	31, 788
4 スtockヤードの維持管理 1所	407
5 リサイクル活動センターの管理運営 2所	81, 581

※「職員費」は平成20年度組織改正に伴い清掃と環境部門が統合されたため、環境部門職員の経費を含む。

※ 事業番号で抜けているものは環境業務に要する経費であるため、掲載を省いた。

発行 新宿区 環境清掃部 ごみ減量リサイクル課

新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

電話03-5273-3318

Fax03-5273-4070